

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

高森町は、全国でも有名な干し柿「市田柿」の発祥の地であり、農業が盛んで、季節に応じた豊富な果物や野菜が生産されるとともに、工場団地が2か所、大型商業施設が2か所あるなど、農・商・工がバランスよく発達している町である。当町の人口は13,162人（平成30年4月1日現在住民基本台帳登録人口）で、平成27年をピークに減少傾向にある。人口構成を全国平均と比べると、生産年齢人口が平均を下回っており、今後も少子化、高齢化が進んでいくことが予想される。

飯田下伊那地域の高校生の約7割が進学等で地域外に転出しており、大学生などのUターン就職及び高校卒業生の就職者を合わせた地域内への回帰率は4割程度となっている。一方当地域の雇用情勢は平成30年4月現在、有効求人倍率が57か月連続で1.0倍を上回り、特に専門的・技術的職業、販売の職業、サービスの職業、生産工程の職業を中心に人手不足が恒常的になっている。

また、飯田下伊那地域の中心産業の一つである製造業では、隣接する上伊那地域に比べて粗付加価値が低いことが課題となっていて、新技術開発、原材料のコスト削減、生産ラインの最適化による生産コストの削減が求められている。

このような中、当町では独自の取り組みとして創業支援事業計画の策定や、町内事業者に対して資金調達・融資、利子補給、財政支援など、各種施策等を講じてきたが、町内企業の人材確保や上記のような経営上の課題解決に向け、先端設備等の導入による労働生産性の向上を図る必要がある。

(2) 目標

先端設備等導入計画を計画期間中に30件（年間10件）認定することを目標とし、当町の中小企業者の先端設備等の導入を促進し、生産性向上を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、農業、建設業、製造業、卸・小売業など多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。よって、本計画において対象とする設備は、経済産業

省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、2つの工業団地や国道153号沿線を中心に町内広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は高森町全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農業、建設業、製造業、卸・小売業など多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画の対象業種、事業はすべての業種、事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意の日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・先端設備等導入計画が、次のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。また、認定後に該当することが判明した場合は、認定を取り消すことがある。
 - ア 人員削減に関する取り組みを計画していると認められる場合
 - イ 計画を申請する企業に、不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると認められる場合。
 - ウ 計画を申請する企業が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員ではなくなった日から5年経過しないものが経営に関係していると認められる場合。
 - エ 計画を申請する企業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業に該当すると認められる場合。
 - オ 計画を申請する企業に、町税等の滞納がある場合。
- ・先端設備等導入事業者に対し、必要に応じて、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求める場合がある。